○経済産業省告示第二十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	一般財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目十四番十二号
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　ヒューズ（基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）	
五　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
六　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
七　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）	
八　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）	
九　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十一　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十二　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
十四　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
十六　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	
十七　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）	
十八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

一般財団法人電気安全環境研究所の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

一般財団法人電気安全環境研究所　製品認証部・東京事業所（東京都渋谷区代々木五丁目十四番十二号）

一般財団法人電気安全環境研究所　横浜事業所（神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目十二番三十号）

一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所（兵庫県尼崎市若王寺三丁目九番一号）

○経済産業省告示第二十四号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	一般社団法人電線総合技術センター 静岡県浜松市北区新都田一丁目四番四号
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

一般社団法人電線総合技術センターの事業所の名称および所在地は次のとおりである。

一般社団法人電線総合技術センター（静岡県浜松市北区新都田一丁目四番四号）

○経済産業省告示第二十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

本則中「納付金単価」を「平成二十四年度に係る納付金単価」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　平成二十五年度に係る納付金単価　一キロワット時当たり〇・二二円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から適用する。

○経済産業省告示第二十六号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

3．①注本文を次のように改める。

（注）太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

(イ)及び(ロ)の要領にしたがって行われた太陽光電力買取については、太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者等の全需要家並びに特定電気事業者の託送供給利用分に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。

(1)　太陽光電力買取に要した費用の総額（以下「買取総額」という。）から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用（太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。）を差し引いた額を転嫁すること。